



## 中小企業融資制度のご案内

### — 経営安定特例資金 —

責任共有制度：対象

対象：中小企業の経営者で、次のいずれかの要件を満たしている方。

- ①大規模小売店（床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの。
- ②倒産企業に対して直接取引を行っているもので、50 万円以上の売掛債権を有し、その回収が困難であると市長が認めたもの。
- ③天災地変・火災により被害を受けたもので、次のいずれかに該当し、経営に影響を受けると市長が認めたもの。
  - イ) 災害救助法又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受け、被害を受けたことについて証明があるもの。
  - ロ) 火災による被害を受けたことについて証明があるもの。
- ④大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い、経営に影響を受けると市長が認めたもの。
- ⑤その他経営環境の急激な変化により、経営の安定に支障を生じていると市長が特に認めたもの。

(共通要件)

- ①市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上（\*6か月以上）経営していること。  
\*天災地変・火災による被害を受けたものの場合。
- ②市県民税又は法人市民税を納税していること。（非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。）
- ③認可を要する業種の場合は、その業種にかかる許認可を受けていること。
- ④信用保証協会の保証対象業種であること。
- ⑤信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）が無いこと。
- ⑥制度利用申込前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

資金用途：事業経営に必要な運転資金・設備資金

（大規模小売店に関する場合は設備資金のみ）

融資限度額：1事業者につき1,500万円

融資期間及び利率：7年以内 固定年2.00%以内

（据置期間1年以内・融資期間に含む。）

返済方法：元金均等月賦返済

信用保証料：信用保証協会の定めるところによる。（年0.25%~1.70%）

連帯保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。ただし、信用保証協会が特に必要とする場合を除く。

相談窓口：

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター（TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412）
- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

受付窓口：

・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

取扱金融機関：

・肥後銀行 ・熊本銀行 ・熊本信用金庫 ・熊本第一信用金庫 ・熊本中央信用金庫

—信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。—

< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >